

平成 27 年 11 月

第 1 回 臨時 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

質 疑 内 容 （通告要旨）

【11月12日】

1 豊田恵理（創政クラブ） 4～6 ページ

議案第78号 亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正について

- 1 この条例改正は9月定例会で提案できなかったのか
- 2 条例施行における影響について

2 宮崎勝郎（緑風会） 7～10 ページ

議案第78号 亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正について

- 1 第1条 亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、改正内容を尋ねる
- 2 第2条 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、改正内容を尋ねる

3 服部孝規（日本共産党） 10～12 ページ

議案第78号 亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正について

- 1 この条例改正のもととなった共済年金と厚生年金との一元化法について
- 2 施行日が平成27年10月1日となっているが、遡及適用するのかについて
- 3 この条例改正により改正前と改正後でどんな影響が出るのかについて

平成 2 7 年 1 1 月 1 2 日

亀山市議会臨時会会議録（第 1 号）

●議事日程（第1号）

平成27年11月12日（木）午前10時 開会及び開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
第 2 会期の決定
第 3 諸報告
第 4 議案第78号 亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等
の一部改正について
第 5 議案第79号 平成27年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について
-

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	豊田恵理君	8番	福沢美由紀君
9番	森美和子君	10番	鈴木達夫君
11番	岡本公秀君	12番	宮崎勝郎君
13番	前田耕一君	14番	中村嘉孝君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	広森繁君
企画総務部長	山本伸治君	財務部長	上田寿男君
市民文化部長	石井敏行君	健康福祉部長（兼） 医療センター理事	伊藤誠一君
環境産業部長	西口昌利君	建設部長	高士和也君
医療センター 事務局長	落合浩君	危機管理局長	井分信次君
文化振興局長	広森洋子君	関支所長	坂口一郎君
子ども総合 センター長	若林喜美代君	上下水道局長	草川博昭君
財務部参事	松本昭一君	市民文化部参事	深水隆司君

健康福祉部参事	水谷和久君	会計管理者	西口美由紀君
消防長	中根英二君	消防次長	服部和也君
消防署参事	平松敏幸君	教育委員会委員長	肥田岩男君
教育長	伊藤ふじ子君	教育次長	佐久間利夫君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	宮崎吉男君
選挙管理委員会 事務局長	松村大君		

●事務局職員

事務局長	松井元郎	議事調査室長	渡邊靖文
書記	高野利人		

●会議の次第

(午前10時02分 開会)

○議長(前田 稔君)

皆さん、おはようございます。

ただいまから平成27年第1回亀山市議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付してあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長におきまして、

4番 新 秀 隆 議員

16番 服 部 孝 規 議員

のご兩名を指名します。

次に日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日からあす13日までの2日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(前田 稔君)

ご異議なしと認めます。

会期は、本日からあす13日までの2日間と決定しました。

次に日程第3、諸報告をします。

まず、本臨時会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおりそれぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書4件及び平成27年度定期監査結果報告書が提出されておりますので、ご報告します。

次に日程第4、議案第78号及び日程第5、議案第79号の2件を一括議題とします。
市長に上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第78号亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正についてでございますが、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部が平成27年10月1日に施行され、共済年金が厚生年金に統合されました。

また、関連する諸政令について所要の規定の整備が行われ、地方公務員災害補償法施行令及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令を改正する政令が平成27年9月30日に公布され、同年10月1日に施行されました。これらに対応するため、関係する4つの条例について一括して所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正でございますが、共済年金が厚生年金に統合されたことに伴い、地方公務員災害補償法施行令が改正されたことから、同令と同様に規定の整備を行います。

2つ目といたしまして、亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正でございますが、共済年金が厚生年金に統合されたことに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたことから、同令と同様に規定の整備を行います。

3つ目といたしまして、亀山市職員の再任用に関する条例の一部改正でございますが、共済年金が厚生年金に統合されたことに伴い、本条例で引用している「地方公務員等共済組合法附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法附則第7条の3第1項第4号」に改めます。

4つ目といたしまして、亀山市職員退職手当支給条例の一部改正でございますが、共済年金が厚生年金に統合されたことに伴い、本条例で引用している「地方公務員等共済組合法第84条第2項」を「厚生年金保険法第47条第2項」に改めます。

なお、施行日は公布の日とし、平成27年10月1日から適用することといたします。

次に、議案第79号平成27年度亀山市一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ1,590万円を追加し、補正後の予算総額を208億9,542万4,000円といたしております。

今回の補正予算につきましては、さきの台風15号及び台風18号により被災した農業用施設の災害復旧に係る関係経費を計上いたしております。

なお、詳細につきましては、副市長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、今議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田 稔君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に平成27年度一般会計補正予算の補足説明を求めます。

広森副市長。

○副市長（広森 繁君登壇）

おはようございます。

今議会に提出をいたしました一般会計補正予算（第3号）につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、去る8月の台風15号及び9月の台風18号によります農業用施設の災害復旧費の予算補正をお願いするものでございます。

それでは、予算に関する説明書の歳出から順次ご説明を申し上げます。

8、9ページをお開きいただきたいと存じます。

第14款災害復旧費の第2目現年発生農林水産業施設災害復旧費の補助災害復旧事業でございますが、下庄町地内の東鎌塚農道路肩のり面崩落に伴います災害復旧事業に工事請負費として140万円を計上いたしました。

次の単独災害復旧事業の農業用施設等災害復旧事業1,450万円につきましては、安坂山町地内の岩坪用水路の復旧に工事請負費60万円を計上するほか、地元施工による原材料費190万円と建設機械等の借りに係る補助金1,200万円を計上させていただきました。

続きまして、歳入でございますが、戻りまして6、7ページでございます。

第12款分担金及び負担金の第2目災害復旧費分担金につきましては、亀山市農林水産事業分担金条例に基づきます受益者分担金9万8,000円を計上いたしております。

次の第15款県支出金の第8目災害復旧費県補助金につきましては、東鎌塚農道の災害復旧工事に係る県補助金91万円を計上いたしてございます。

次に、第19款繰越金につきましては、今回の補正予算に要します一般財源といたしまして、前年度繰越金1,459万2,000円を計上いたしました。

最後に、第21款市債の第6目災害復旧債につきましては、東鎌塚農道の復旧に係る財源といたしまして、補助災害復旧事業債30万円を計上いたしております。

以上をもちまして、一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（前田 稔君）

副市長の補足説明は終わりました。

これより本各案について質疑を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

7番 豊田恵理議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

おはようございます。

創政クラブの豊田でございます。

通告に従い質疑をいたします。

まず、議案第78号亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正についてですが、資料によりますと、地方公務員災害補償法施行令及び非常勤消防団員に係る損害補償の基準を定める政令を改正する政令がことし9月30日に公布され、同年10月1日に施行されたとございます。

しかし、ネット等で調べますと、この議案について、既に9月定例会で上程されているところもあるようです。

各市の状況と、なぜ亀山市は9月定例会で提案しなかったのかについてお聞きいたします。

○議長（前田 稔君）

7番 豊田恵理議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

おはようございます。

まず、9月定例会で提出できなかった理由でございますが、9月定例議会の会期中におきましては、政令の改正内容及び公布日につきまして未確定でありましたもので、提出を見送らせていただいたところでございます。

また、今回の条例改正は、万が一公務災害補償等に該当される方があった場合でも、平成27年10月1日に遡及適用ができるものであり、該当者が不利益をこうむることがないことから、専決処分は行わず、今議会での提出とさせていただいたところでございます。

それと、各市の状況でございますが、今回、私どもとしては一括で4条例を上げさせていただいております。その関係で、まず本市を除く県内13市の条例提出状況でございますが、1市は専決処分を行っております。また、議員ご指摘のように、2市につきましては、法の施行日が10月1日、つまり9月定例議会の会期中であったため、議会最終日に追加提案を行っておるということでございまして、残りの10市につきましては、12月定例議会に提出する予定と伺っているところでございます。

○議長（前田 稔君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

地方公務員の災害補償法施行令及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令を改正する政令というのは、既に10月1日より施行されているのですが、亀山市議会では本日上程されました。現在11月12日ですが、この間に公務災害というのはなかったのか。また、もしあれば、どう対応するのかということについてお答えください。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

本年10月1日から本日まで、公務災害の発生はございませんでしたが、先ほど申し上げましたように、万が一一条例の公布までに公務災害が発生したといたしましても、10月1日に遡及適用することといたしておりますことから、該当者が不利益をこうむることはございません。

また、現在、公務災害補償等により年金給付を受けている市職員及び消防団員の該当者は存在しないものでございます。

○議長（前田 稔君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

遡及適用と伺いましたので、次の質問に移りたいと思います。

この条例を施行するに当たり、どのような影響が起こるのか、こちらについてお答えください。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

影響につきましては、共済年金が厚生年金に統合された影響についてご答弁を申し上げたいと思います。

まず、制度面につきましては、基本的に厚生年金制度にそろうこととなりますことから、共済年金加入者にとっては、加入年齢の制限、在職中の年金支給の停止方法等、一部差異が生じてまいります。

しかしながら、大きな変更点といたしましては、公務員にのみ認められていました職域部分の廃止、いわゆる3階建ての部分でございます。それと、保険料率の引き上げの2点がございます。

まず、第1点目の職域部分の廃止につきましては、既に受給権のある方の年金支給額に影響はございませんが、これから年金を受給される方については、平成27年9月までの共済年金加入期間がある場合、その期間に応じた職域部分の年金は支給されますものの、10月以降職域部分が廃止されるため、支給額は減額となります。

また、第2点目の保険料率でございますが、現在公務員に適用される保険料率は17.278%であり、平成30年9月には厚生年金保険料率と同じ18.3%に引き上げられることとなります。このことから、加入者の掛金及び事業主である市の負担金も増額となってまいります。

○議長（前田 稔君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

この条例についてですけれども、これは国の改正ではございますけれども、さまざまな面で職員の方々にとってはかなり士気が落ちるものではないかと思うんですけれども、その辺についての対応とかというのは考えていらっしゃるのかどうかお聞かせください。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回、統一の大きな趣旨といたしましては、公的年金を公務員だけ特別にするというのではなくて、国家公務員も地方公務員も私学の学校共済も厚生年金も一元化して、同じ掛金を払ったものについては同じ額を支給するという公的年金全体の理解ということで進められてきた制度だというふうに認識しておりますもので、こういった内容をしっかり職員にも周知いたしまして、理解を図っていきたいというふうに考えております。

○7番（豊田恵理君登壇）

以上で終わります。

○議長（前田 稔君）

7番 豊田恵理議員の質疑は終わりました。

次に、12番 宮崎勝郎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

緑風会の宮崎でございます。

今回、この議会に上程されました議案第78号亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正について、先ほど豊田議員が質疑をされましたし、私の後に服部議員が質疑されます。重なる部分もあろうかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

このたび、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金法等の一部を改正する法律が、今度、その中での地方公務員災害補償法施行令、それから非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正がされました。9月30日に公布され、10月1日から施行されております。その中で、今回この議案の改正が行われるわけでございますが、その中で、私、まず第1条の亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害等に関する条例の一部改正についての改正内容をお尋ねいたします。

○議長（前田 稔君）

12番 宮崎勝郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

第1条の改正内容につきましては、共済年金と厚生年金との統合に伴い、議員ご指摘の地方公務員災害補償法施行令が改正されたことにより、同令と同様の規定の整備を行うものでございます。

具体的には、ほかの法律による給付との調整を図るために規定されている法律名について、共済年金と厚生年金が統合されたことに伴う引用法律名の改正と、調整を図るための法律の記載順を施行令と同様にするのが大きな変更点でございます。調整率等につきましては、現行条例と同一であり、変更はございません。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

改正内容は聞かせていただきました。いわゆる共済年金と厚生年金の統合というのがもとだと思いますが、この条例によりますと、それぞれ4本の条例がありますね。これを一本化して上程されております。まずそれを、最後に聞こうと思っておったんですが、ちょっと先にお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回の条例改正は、議員ご指摘のとおり、亀山市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正と、亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正と、亀山市職員の再任用に関する条例の一部改正と、亀山市職員退職手当支給条例の一部改正、この4つの条例を一括して改正するものでございます。これにつきましては、全て平成27年10月1日にその一部が施行されました被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の改正に起因するものであります。

このことから、個別に提出するのではなく、一括して提出をさせていただいたところでございま

す。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

一括上程ということで、わかりました。

それと、先ほどの豊田議員からも質疑があったわけでございますけれども、やはりこういうのが10月1日の法律の施行ですけれども、やはり9月議会には私は無理だと思うんですけれども、専決が今までいろいろな場面で行われております。こういうのは、この後、服部議員が尋ねられると思うんですが、やはり遡及適用があるので、今でいいのやというような考えでいいのか。私は、こんなものこそ専決するべきではないのかなというふうに自分は思っておるんですが、その考えはいかがなものか。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

確かに9月定例議会中の会期中で、例えば改正内容でありますとか公布日が未確定でありましたもので、結果的には9月議会に提出することは無理だったというふうに思います。

それと、その中で、9月定例会終了後に専決すべき事項ではないかというご指摘でございますが、私どもも、この件については専決をすべきかどうかというふうに考えたところなんですけれども、やはり遡及適用ができるということと、また議会ともご相談をさせていただいた上で、次回の議会がふさわしいのではないかとということもございまして、今議会での提案とさせていただきます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

わかりました。

これが一番早い臨時会に改めて提案されたということで、もっと早く臨時会をするべきではなかったか、逆に言えば、日にちが全くないので大変だったと思うんですけれども、これからいろいろまた検討も願いたいなど。

それじゃあ、次に第2条の亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、改正内容についてお尋ねいたします。

○議長（前田 稔君）

服部消防次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

おはようございます。

第2条の関係の部分についてのお尋ねでございます。

第2条の改正内容につきましては、共済年金と厚生年金との統合に伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されましたことにより、特殊公務災害に係る加算額等について、規定の整備を行うものでございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

改正内容は、よくわかりました。

それでは1点だけ、条例の中身をお尋ねしたいと思うんですが、附則の第8条に出ておりますが、その中の1番、別表の中ですけれども、傷病補償年金（第22条に規定する公務上の災害に係るものを除く）と。それから、2に傷病補償年金（第22条に規定する公務上の災害に係るものに限る）とか、もともとはなかったんですけれども、今回このようにほかの障害補償年金とか遺族補償年金とか全部ついておるんですけれども、これについて、なぜ2つに分けておるのか。

例えば傷病補償年金は、今の「除く」とか「限る」というような改正になっておるんですが、そのこのわけをちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○議長（前田 稔君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

まず、消防団員等公務災害補償条例の第22条についてご説明をさせていただきます。

第22条は、先ほど少しご答弁をさせていただきましたが、特殊公務災害ということについての規定でございます。

特殊公務災害とは、生命または身体に対する高度の危険が予測される状況のもとにおいて、火災の鎮圧、または暴風、豪雨、洪水等の異常な事態の発生における人命の救助、その他の被害の防御に従事中に受けた公務上の災害のことであり、その場合においては傷病補償年金、障害補償年金、または遺族補償年金について、当該年金の額に最大100分の50を加算した額とする特例がございます。この特例部分が減額され不利益とならないよう、新たに調整率を規定するものでございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

そのような中身は聞かせもらってわかりましたが、そうすると、やはり災害に対する指揮命令系統というのは非常に大事ではないのかなというふうに、一般質問になっていくかもわかりませんが、そういう考えも持つものと私は思っておりますし、また消防団員等の賞じゅつ金条例とのかわりには関係ないのかどうか確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

指揮命令系統の重要性についてのお尋ねでございます。

ご承知のように、東日本大震災を受けまして、特に危険な状況下の中での下命をすることについて、私どもが知り得ている状況の中でも、特殊公務災害の対象になられた方の議論が今まに行われておると聞いておるところであります。よって、危険な状況下での災害に対応する場合の指揮命令系統のあり方、またその内容について、しっかりと状況を精査した中で、団員の方々に下命をす

るということの重要性を改めて認識をしておるところでございます。

また、賞じゅつ金については、今回の改正は、先ほど申しましたように政令の改正に伴います改正ということで、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

いずれにしても、その部分については、先ほども答弁いただきましたが、指揮者の判断というのは非常に大事かと思っておりますので、今後さらなる検証をお願いしたいなというふうに思って、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

12番 宮崎勝郎議員の質疑は終わりました。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

それでは、通告に従い質疑をいたします。

私も同じく、議案第78号の質疑をさせていただきます。

ただし、もう2人の方がかなり私が聞きたかったことを聞いてみえますので、ダブらない範囲でやらせていただきたいと思います。

まず、1番目にお聞きしたいのは、この今回の条例改正のもとになった共済年金と厚生年金の一元化という問題の中身をちょっと説明いただきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

16番 服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、今回の一元化法の中身ということでございますが、これにつきましては、平成24年8月に成立しました被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律につきまして、その一部が平成27年10月1日に施行され、ここで共済年金制度と厚生年金制度が統一されることとなりました。

中身ということでございますが、特にこの法律によりまして、国家公務員共済と地方公務員共済と私立学校共済、それと厚生年金が全て統一になり、全てが保険料が、少し段階を経てですけども、保険料が同じになって、支給も同じになるということが大きな中身でございます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

端的に言うと、厚生年金に、いわゆる共済、国家公務員、地方公務員、それから私立の学校の人たちのを引き下げようと。だから、負担はふやそうと、掛金はふやそうと、給付は減らそうと、こういう形で厚生年金に合わせるという内容だろうというふうに思います。

これは、今回の議案の主題ではありませんのであれですけども、私は年金の被用者年金の一番の問題というのは、やっぱり低年金の方が見える問題、それから年金をもらえない無年金の方がま

だまだ見えるという、この問題が最大の問題だと思いますので、まずやっぱりここにメスを入れないとあかんのではないのかなと思います。

だから、特に国民年金とか、それから厚生年金でも低い部分の方が見えますので、そこの底上げがまず、やっぱり年金、被用者年金を改革するのであれば、まずここをやるのが私は最優先の課題だというふうに思います。そのことだけ指摘をしておきたいと思います。

それから、2つ目の遡及適用の問題ですけれども、先ほど答弁で遡及適用するというふうに言われましたし、それから現時点で該当する人はいないということでしたので、これについては省きたいと思います。

ただ、やっぱり今回、9月議会で出せなかったのかということについては、やっぱり国会が安民法制で随分延長された影響を受けて、本来でしたらスムーズに国会がいておれば9月議会にもうちゃんと間に合うように、政令もちゃんと調ったんだろうと思うんですけども、これができなかったという事情があるんだろうというふうに思います。

もう1つ、ついでに言うと、臨時国会を開けということを行っていますけれども、どうも開きそうにない。こうなってくると、今度は人事院勧告が出されておりながら、いつもだと12月の議会で人事院勧告について改正ができるんですけども、ところがこれもできなくなるという。これが通常国会になってからと。これも遡及適用といえば遡及適用になるんですけども、やっぱりこの辺の問題というのは、国に本当に随分影響を受けておるなというね。地方分権と言いながら、そういう影響を受けているなということはこの問題で私は感じます。

3番目の問題です。

よくわからないのは、新旧対照表とかいろいろ見てみましたが、いろんな数字が並んでいるんですよ。0.86とか、0.七幾つとか、それが左右比べてもなかなかわかりづらい。この数字が一体どういうことなのかというのが非常に理解しづらいんです。

3番目にお聞きしたいのは、改正前と改正後でどんな影響が出るのかということなんですけれども、具体的にいうと、いわゆる改正によって、現行のままで済むのか、それとも金額が増額になるのか減額になるのかという、このあたりのところをやっぱり具体的に説明をいただかないと、この表だけではわかりにくいということで、答弁を求めたいと思います。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回、一元化法によりまして、年金が減額になるとか保険料率が引き上げになるというのは、これは大もとの法律によって行われることで、これは豊田議員にご答弁させていただいたとおりでございますが、今回、服部議員からは、条例の改正が行われたときにどんな影響が出るのか、そのご答弁をさせていただきたいと思います。

今回の被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法の一部を改正する法律の施行に基づき、今回、第1条から第4条までの改正を上げさせていただいております。

まず、第1条の亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、第3条の亀山市職員の再任用に関する条例、第4条の亀山市職員退職手当支給条例、これにつきましては、引用法律名の改正と、今ちょっと服部議員からご指摘を受けました新旧対照表の中で、法律の記載

順を施行令と同様にするために合わせていただきましたもので、かなり順番がずれておったりしたり、あと、新しい改正の中には一元化法という新しい法律も入ってまいりましたもので、かなりその辺のボリュームが膨らんでおりますが、現実的には率の変更というのは、1条、3条、4条ではございませんもので、特に大きな影響が生じるということは考えていないところでございます。

○議長（前田 稔君）

服部消防次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

私のほうからは、第2条関係の内容についてご答弁を申し上げます。

第2条の改正内容につきましては、一元化法に対応した調整であり、基本的には改正前と改正後で、年金の損害補償算出に係る調整率に変更はございません。

ただし、先ほども少し宮崎議員にもご答弁をさせていただきましたが、特殊公務災害につきましては、新たな調整率を規定して不利益とならないようにするものでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

じゃあ、改正前と改正後で、特に大きな損害であるとかというようなことも生じないということを確認した上で、質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

16番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

以上で、予定しておりました通告による質疑は終了し、議案第78号及び議案第79号に対する質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第78号及び議案第79号の2件については、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託します。

付 託 議 案 一 覧 表

総務委員会

議案第78号 亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正
について

予算決算委員会

議案第79号 平成27年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

○議長（前田 稔君）

次にお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(前田 稔君)

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

あす13日は午前10時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会します。

(午前10時43分 散会)

平成 2 7 年 1 1 月 1 3 日

亀山市議会臨時会会議録（第 2 号）

●議事日程（第2号）

平成27年11月13日（金）午前10時 開議

- 第 1 議案第78号 亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等
の一部改正について
- 第 2 議案第79号 平成27年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について
-

●追加日程

- 第 1 議長の辞職許可
- 第 2 議長の選挙
- 第 3 副議長の辞職許可
- 第 4 副議長の選挙
- 第 5 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について
- 第 6 閉会中の継続調査について
- 第 7 三泗鈴亀農業共済事務組合議会議員の選挙
- 第 8 議案第80号 亀山市監査委員の選任同意について
-

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	豊田恵理君	8番	福沢美由紀君
9番	森美和子君	10番	鈴木達夫君
11番	岡本公秀君	12番	宮崎勝郎君
13番	前田耕一君	14番	中村嘉孝君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	広森繁君
企画総務部長	山本伸治君	財務部長	上田寿男君
市民文化部長	石井敏行君	健康福祉部長（兼） 医療センター理事	伊藤誠一君

環境産業部長	西口昌利君	建設部長	高士和也君
医療センター 事務局長	落合浩君	危機管理局長	井分信次君
文化振興局長	広森洋子君	関支所長	坂口一郎君
子ども総合 センター長	若林喜美代君	上下水道局長	草川博昭君
財務部参事	松本昭一君	市民文化部参事	深水隆司君
健康福祉部参事	水谷和久君	会計管理者	西口美由紀君
消防長	中根英二君	消防次長	服部和也君
消防署参事	平松敏幸君	教育委員会委員長	肥田岩男君
教育長	伊藤ふじ子君	教育次長	佐久間利夫君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	宮崎吉男君
選挙管理委員会 事務局長	松村大君		

●事務局職員

事務局長	松井元郎	議事調査室長	渡邊靖文
書記	高野利人		

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長(前田 稔君)

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付してあります議事日程第2号により取り進めます。

それでは、昨日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託しました。

日程第1、議案第78号及び日程第2、議案第79号の2件を一括議題とします。

各常任委員会委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第78号 亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改

正について

原案可決

平成27年11月12日

総務委員会委員長 中村嘉孝

亀山市議会議長 前田稔様

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第79号 平成27年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

原案可決

平成27年11月13日

予算決算委員会委員長 前田耕一

亀山市議会議長 前田稔様

○議長（前田稔君）

初めに、中村嘉孝総務委員会委員長。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ただいまから、総務委員会における審査の経過、並びに結果について報告いたします。

12日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、同日、委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から付託議案について説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第78号亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正について、消防団員等公務災害補償条例の一部改正により、補償額に変更があるのかとの質疑があり、これについては、今回の改正は特殊公務災害に係る調整率を附則に明示したものであり、制度が変わったわけではないとの答弁でありました。

次に、今回の年金制度改正による共済年金の保険料率について質疑があり、これについては現在

17.278%であり、平成30年9月には18.3%まで段階的に引き上げられるとの答弁でありました。

また、市職員の保険料率の引き上げによる市の負担についての質疑があり、これについては保険料率が約1%上がることから、事業主と個人との折半により、毎月、職員の標準報酬月額約0.5%が負担増となるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（前田 稔君）

次に、前田耕一予算決算委員会委員長。

○13番（前田耕一君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過、並びに結果について報告いたします。

昨日の本会議で付託のありました議案第79号平成27年度亀山市一般会計補正予算（第3号）については、同日、当委員会を開き、分科会を設置して各分科会で審査することを決定し、総務分科会と産業建設分科会を開催し、それぞれ審査を行いました。

本日、市長、副市長初め、関係部長の出席を得て当委員会を開催し、両分科会の会長から審査の経過について報告を受けました。

両分科会会長報告に対する質疑及び討論はなく、議案第79号については、原案のとおり全会一致で可決することに決しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（前田 稔君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（前田 稔君）

ないようですので、各委員長の報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第78号及び議案第79号の2件について討論を行います。通告はありませんので、討論を終結し、議案第78号亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正について、議案第79号平成27年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について、起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田 稔君）

ご異議なしと認めます。

起立採決により、着席している場合は反対とみなすこととします。

それでは、議案第78号及び議案第79号について、起立により採決を行います。

本各案についての委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものとしております。本各案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田 稔君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第78号亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正について、議案第79号平成27年度亀山市一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

暫時休憩します。

(午前10時06分 休憩)

(午前10時19分 再開)

○副議長（鈴木達夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、私が議長の職務を行います。

ただいま、議長の前田 稔議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、議長の辞職許可についてを日程に追加し、議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（鈴木達夫君）

ご異議なしと認めます。

議長の辞職許可についてを日程に追加し、議題とします。

まず、事務局長に辞職願を朗読いたさせます。

○事務局長（松井元郎君） 「辞職願朗読」

○副議長（鈴木達夫君）

お諮りします。

前田 稔議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（鈴木達夫君）

ご異議なしと認めます。

前田 稔議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（鈴木達夫君）

ご異議なしと認めます。
議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。
選挙の方法につきましては、投票により行います。
議場の出入り口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○副議長（鈴木達夫君）

ただいまの出席議員数は18人です。
投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○副議長（鈴木達夫君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（鈴木達夫君）

配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

（投票箱を点検）

○副議長（鈴木達夫君）

異状なしと認めます。
念のため申し上げます。
投票は単記無記名であります。
投票用紙に被選挙人の氏名をフルネームで記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。
点呼を命じます。

○事務局長（松井元郎君）

- 1 番 今 岡 翔 平 議員
- 2 番 西 川 憲 行 議員
- 3 番 高 島 真 議員
- 4 番 新 秀 隆 議員
- 5 番 尾 崎 邦 洋 議員
- 6 番 中 崎 孝 彦 議員
- 7 番 豊 田 恵 理 議員
- 8 番 福 沢 美由紀 議員
- 9 番 森 美和子 議員
- 1 1 番 岡 本 公 秀 議員
- 1 2 番 宮 崎 勝 郎 議員
- 1 3 番 前 田 耕 一 議員
- 1 4 番 中 村 嘉 孝 議員
- 1 5 番 前 田 稔 議員

16番 服部孝規 議員

17番 小坂直親 議員

18番 櫻井清蔵 議員

10番 鈴木達夫 議員

○副議長（鈴木達夫君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（鈴木達夫君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○副議長（鈴木達夫君）

これより開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に

1番 今岡翔平 議員及び

8番 福沢美由紀 議員

を指名します。

両議員の立ち会いをお願いします。

（開 票）

○副議長（鈴木達夫君）

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票18票、無効投票0票、有効投票中、前田耕一議員10票、中村嘉孝議員8票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

したがって、前田耕一議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました前田耕一議員が議長におられますので、この席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をします。

13番 前田耕一議員、ご挨拶をお願いします。

○13番（前田耕一君登壇）

ただいま新しい議長選挙に当選の栄をいただきました前田でございます。

非常にふなれな男でございますけれども、昨年いつとき議長職を経験させていただきましたので、その経験を有効に生かして議会運営に努力してまいりたいと思いますので、どうかよろしく願いします。

今、議会のほう、議会改革推進会議のほうで積極的に議会改革に取り組んでいただいております。特に部会の皆さん方には非常に努力してもらっております。

ただし、まだ道半ばの部分もございます。特に、広聴広報の部分とか市民参画の部分については、もう少し時間が要るような感じがしますが、いつときも早く、その辺のところも十分な内容

で協議して、議会改革が全て終了することを強く期待するとともに、私も精いっぱい努力をしたいと思っております。

それから、行政のほうも、総合計画、あるいは行革大綱なんかも制定していただきまして、いろんな施策に取り組みられていますけれども、それだけではなしに問題点もまだ抱えている部分もございます。その辺につきましても、議会としてはじっくりとチェック機能を果たして、的確な対応をしていきたいと思っております。

いずれにしましても、私自身まだ若輩でございます。しかし、議長という大役を仰せつかる以上は、特にセクトにこだわらず、是々非々でもって議会对応に取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。それによって少しでも議員の質の向上とか、あるいは議会の強化に、結果としていい方向が出れば幸いかなと思っております。

いずれにしましても、私自身の力だけでは何ともしようがございません。ということで、18名の議員が一丸となって対応に取り組んでいただきたいと。それについて、私も精いっぱい頑張りますので、皆さんのご指導とか、あるいはご協力を強くお願いしまして、簡単でございますけれども、議長就任のご挨拶とさせていただきます。1年間精いっぱい努力しますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。どうもありがとうございました。

○副議長（鈴木達夫君）

議長と交代をさせていただきます。

議長、議長席をお願いします。

（議長交代）

○議長（前田耕一君）

暫時休憩をいたします。

（午前10時40分 休憩）

（午前10時55分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副議長の鈴木達夫議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、副議長の辞職許可についてを日程に追加し、議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

副議長の辞職許可についてを日程に追加し、議題といたします。

まず、事務局長に辞職願を朗読いたさせます。

○事務局長（松井元郎君） 「辞職願朗読」

○議長（前田耕一君）

お諮りします。

鈴木達夫議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

鈴木達夫議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

選挙の方法につきましては、投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長（前田耕一君）

ただいまの出席議員数は18人であります。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長（前田耕一君）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（前田耕一君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱を点検)

○議長（前田耕一君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名をフルネームで記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

○事務局長（松井元郎君）

1 番 今 岡 翔 平 議員

2 番 西 川 憲 行 議員

3 番 高 島 真 議員

4 番 新 秀 隆 議員

- 5 番 尾 崎 邦 洋 議員
- 6 番 中 崎 孝 彦 議員
- 7 番 豊 田 恵 理 議員
- 8 番 福 沢 美由紀 議員
- 9 番 森 美和子 議員
- 10 番 鈴 木 達 夫 議員
- 11 番 岡 本 公 秀 議員
- 12 番 宮 崎 勝 郎 議員
- 14 番 中 村 嘉 孝 議員
- 15 番 前 田 稔 議員
- 16 番 服 部 孝 規 議員
- 17 番 小 坂 直 親 議員
- 18 番 櫻 井 清 蔵 議員
- 13 番 前 田 耕 一 議員

○議長（前田耕一君）

投票漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（前田耕一君）

これより開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に

1 番 今 岡 翔 平 議員及び

8 番 福 沢 美由紀 議員

を指名いたします。

両議員の立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

○議長（前田耕一君）

選挙の結果を報告します。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票数14票、無効投票数4票、有効投票中、岡本公秀議員14票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

したがって、岡本公秀議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました岡本公秀議員が議場におられますので、会議規則第31条第2

項の規定により、当選の告知をします。

11番 岡本公秀議員、ご挨拶をお願いします。

○11番（岡本公秀君登壇）

皆様方のご賛同により、副議長という職責を向こう1年間担わせていただくことになりました岡本です。

地方自治体はどこもここも押しなべてといいますが、非常に厳しい状態に立たされておられるところが多いわけでございます。我が亀山市もこれから1年間、議長を私も精いっぱい補佐して、円滑な議会運営と市の発展のために努力をいたさせていただき覚悟でございます。皆様方のご指導・ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございます。

○議長（前田耕一君）

暫時休憩いたします。

（午前11時12分 休憩）

（午前11時35分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題といたします。

常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、お手元に配付の^{※本頁、次頁掲載}常任委員会委員及び議会運営委員会委員名簿のとおり指名をいたします。

これより、各常任委員会委員及び議会運営委員会の委員長及び副委員長互選のために委員会を開催します。

暫時休憩します。

※ 常任委員会委員名簿

総務委員会		教育民生委員会		産業建設委員会	
議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	今岡翔平	6番	中崎孝彦	2番	西川憲行
3番	高島真	9番	森美和子	5番	尾崎邦洋
4番	新秀隆	12番	宮崎勝郎	7番	豊田恵理

10番	鈴木達夫	15番	前田稔	8番	福沢美由紀
14番	中村嘉孝	16番	服部孝規	11番	岡本公秀
17番	小坂直親	18番	櫻井清蔵		

※ 予算決算委員会委員名簿

議席	氏名
1番	今岡翔平
2番	西川憲行
3番	高島真
4番	新 秀隆
5番	尾崎邦洋
6番	中崎孝彦
7番	豊田恵理
8番	福沢美由紀
9番	森 美和子
10番	鈴木達夫
11番	岡本公秀
12番	宮崎勝郎
14番	中村嘉孝
15番	前田稔
16番	服部孝規
17番	小坂直親
18番	櫻井清蔵

※ 議会運営委員会委員名簿

議席	氏名
4番	新 秀隆
6番	中崎孝彦
8番	福沢美由紀
15番	前田稔
17番	小坂直親
18番	櫻井清蔵

(午前 11時37分 休憩)

(午後 1時38分 再開)

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、ご報告申し上げます。

先ほど、各常任委員会及び議会運営委員会において、それぞれ委員長及び副委員長を互選した旨の報告がありました。その結果、お手元に各常任委員会、議会運営委員会の委員長及び副委員長名簿を配付しましたので、ご了承願います。

※ 常任委員会・議会運営委員会 委員長及び副委員長名簿

総務委員会	委員長	鈴木 達夫
	副委員長	高島 真
教育民生委員会	委員長	服部 孝規
	副委員長	森 美和子
産業建設委員会	委員長	豊田 恵理
	副委員長	西川 憲行
予算決算委員会	委員長	前田 稔
	副委員長	新 秀隆
議会運営委員会	委員長	小坂 直親
	副委員長	福沢 美由紀

○議長（前田耕一君）

次にお諮りします。

議会運営委員会の委員長より、議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項等について調査するため、会議規則第105条の規定に基づき、議会の閉会中も委員会を開催できるよう、お手元に配付の閉会中の継続調査申出書の提出がありましたので、閉会中の継続調査についてを日程に追加し、議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

閉会中の継続調査についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第105条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 ・ 議会運営に関する事項
 ・ 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 ・ 議長の諮問に関する事項
2. 理 由 議会運営等に関し調査・研究するため
3. 調査期間 委員の任期中

平成27年11月13日

議会運営委員会委員長 小坂直親

亀山市議会議長 前田耕一様

○議長（前田耕一君）

続いて、お諮りします。

議会運営委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

（午後 1時40分 休憩）

（午後 2時55分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま三泗鈴亀農業共済事務組合議会議員の新 秀隆議員、西川憲行議員から辞職願が提出され、議員2名が欠員となりました。

お諮りします。

この際、この三泗鈴亀農業共済事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(前田耕一君)

ご異議なしと認めます。

三泗鈴亀農業共済事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(前田耕一君)

ご異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(前田耕一君)

ご異議なしと認めます。

議長において指名することに決定しました。

本組合議会議員に、

1番 今岡翔平議員

7番 豊田恵理議員

を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました2名の議員を本組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(前田耕一君)

ご異議なしと認めます。

ただいま指名しました1番 今岡翔平議員、7番 豊田恵理議員が三泗鈴亀農業共済事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました2名の議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

次に、ただいま市長から追加議案として、議案第80号亀山市監査委員の選任同意についてが提出されました。

お諮りします。

本案を本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(前田耕一君)

ご異議なしと認めます。

議案第80号を本日の日程に追加し、議題とすることに決定しました。

市長に提案理由の説明を求めます。

○市長(櫻井義之君登壇)

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

議案第80号亀山市監査委員の選任同意についてでございますが、議会の議員のうちから選任する監査委員として、西川憲行議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(前田耕一君)

提案理由の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。通告はありませんので、質疑を終結します。

続いてお諮りします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により、常任委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(前田耕一君)

ご異議なしと認めます。

本案は常任委員会への付託を省略することに決定しました。

次に、議案第80号について討論を行います。通告はございませんので討論を終結し、議案第80号について起立により採決を行います。

議案第80号亀山市監査委員の選任同意について、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(前田耕一君)

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第80号亀山市監査委員の選任同意については、これに同意することに決定しました。

ただいま同意をされました2番 西川憲行議員が議場におられますので、ご挨拶をお願いいたします。

2番 西川憲行議員。

○2番(西川憲行君登壇)

ぽぶらの西川憲行でございます。

皆様の同意を得まして、監査委員ということで役をいただきました。まだまだ若輩で未熟者でございますけれども、亀山市議会を代表して、恥ずかしくないよう誠心誠意努めますので、また皆様のご指導・ご鞭撻をよろしく願いまして挨拶といたします。

○議長（前田耕一君）

以上で、本臨時会の議事は全て終了しました。

前議長から発言を求められておりますので、これを許可します。

15番 前田 稔議員。

○15番（前田 稔君登壇）

議長退任に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

昨年の11月13日、議員各位のご推挙を賜りまして議長の要職に就任いたしましてから1年、議員各位並びに市長及び執行部の格別なるご協力・ご支援をいただきまして、ここに無事その任を終えることができました。心より感謝申し上げます。

この1年、もとより浅学非才の身ではありますが、鈴木副議長にはさまざまな面で支えていただきながら、円滑な議会運営、また議会改革にと私なりに全力を尽くしてまいりました。昨年10月26日に執行されました一般選挙から、議員定数を4人削減し、18人による新たな体制がスタートいたしました。18人になったことで、委員会運営を初め少々不安を感じていたところでしたが、議員各位のおかげをもちまして、この1年、議長の任を全うすることができました。重ねて御礼を申し上げます。

この1年を顧みますと、議会運営では10年ぶりとなる連合審査会を開催したほか、議会運営委員会で緊急質問の申し合わせを作成していただき、さきの9月定例会では、関ロジの関係で初めて緊急質問が行われました。

また、議会改革の取り組みとしましては、市議会ホームページや議会だよりのリニューアル、常任委員会映像のインターネット配信の開始、また全員協議会の協議事項の活用及び政策検討部会の設置、タブレット端末の一部導入など広聴広報機能の充実、見える議会の推進に努めてきたところでございます。地道ではありますが、一つ一つ改革を着実に積み重ねてきており、皆様のご努力とご協力に感謝申し上げます。

しかしながら、議会報告会の開催やタブレット端末の本格導入を初め、検討していかなければならない課題はまだございます。市民からの負託を受け、二元代表制の一翼を担う市議会の果たす役割と責任はますます重要になってきております。これからも議会改革の手を緩めることなく、さらに議会の公開性と透明性に努め、市民に信頼される議会として議会運営、議会活動に取り組んでいかなければならないと強く思うところでございます。

最後になりましたが、どうか皆様方におかれましては、亀山市のさらなる発展のため、なお一層ご尽力をいただきますようお願いいたしますとともに、私も一層精進しますので、変わらぬご愛顧を賜りますよう心からお願いを申し上げまして退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

以上をもちまして議事を閉じ、閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(前田耕一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、平成27年第1回亀山市議会臨時会は、これをもって閉会します。

(午後 3時05分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年11月13日

議 長 前 田 耕 一

前 議 長 前 田 稔

前副議長 鈴 木 達 夫

4 番 新 秀 隆

16 番 服 部 孝 規